

(1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田の生産基盤を整備するとともに、経営体への農地の利用集積を促進する。

基盤整備

◎ 国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるため、農地の大区画化や排水改良などの基盤整備と併せ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編する。

- 事業主体：国
- 採択要件：
 - ・受益面積 400ha 以上（うち区画整理 200ha 以上）
 - ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれのある農地を 10%以上含むこと
 - ・担い手への農地の利用集積の割合が一定以上増加すること
- 負担割合：国 20/30、県 6/30、地元 4/30
- 事業概要：

地区名	受益面積	関係市町	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
茨城中部	652ha (水田 644・畑 8)	水戸市 茨城町	H28～R15	区画整理 652ha	250 億円	63%

※事業費ベース

◎ 経営体育成基盤整備事業（予算額 4,055,672 千円）

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。

- 事業主体：県
- 採択要件：受益面積 20ha 以上 ほか
- 負担割合：国 50・55・62.5%、県 27.5・30%、地元 22.5 ～ 7.5%

◎ 耕作条件改善事業(のうち 国事業：農地耕作条件改善事業・畑作等促進整備事業等)（予算額 541,217 千円の内数）

農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を促進する。

- 事業主体：市町村、土地改良区等
- 採択要件：農業者 2 人以上、事業費 200 万円以上 ほか
- 負担割合：国 50・55%、県 14・21%、地元 24～36%

集積・集約

◎ 経営体育成関連流動化促進事業（国補 国名称：農業競争力強化基盤整備事業等）（予算額 240,416 千円）

ア) 土地利用調整指導事業（国名称：高度土地利用調整事業等/指導事業等）

- ①土地利用調整及び農用地の利用集積推進するため、県が指導等を行う。
- ②水田貯留機能向上の取組を推進するため、県が指導等を行う。

- 事業主体：県
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 50・45%/②国 100%

イ) 土地利用調査推進事業（国名称：高度土地利用調整事業等/調査・調整事業）

市町村等が行う、関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等の土地利用調整活動を支援する。

- 事業主体：①市町村等 / ②県、市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 25% 地元 25・20% / ②国 100%
- 補助限度額：以下の基準額 × 調整事業の実施年数

受益面積 60ha 未満：1,200 千円 60ha 以上 200ha 未満：1,600 千円 200ha 以上：3,200 千円

ウ) 高生産性農業集積促進事業（国名称：農業経営高度化促進事業/中心経営体農地集積促進事業等）

高度経営体、中心経営体への農地集積、高収益作物の導入・促進をより一層促進させるため、高度経営体への一定の農地利用集積の増加、中心経営体への一定の利用集積、高収益作物の作付面積の増加等を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。

- 事業主体：市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成、 ②高収益作物導入促進土地改良整備計画の作成
- 負担割合：国 3/6・55% 県 2/6・30% 市町村 1/6・15%
- 助成割合：予算種別、事業採択年度、事業型により異なる

①中心経営体集積率

農業競争力強化農地整備事業等の場合	※農山漁村地域整備交付金の場合
55%以上 65%未満 5.5%（うち 80%以上を集約化 6.5%）	35%以上 45%未満 3.5%
65%以上 75%未満 6.5%（うち 80%以上を集約化 8.5%）	45%以上 55%未満 4.5%
75%以上 85%未満 7.5%（うち 80%以上を集約化 10.5%）	55%以上 65%未満 5.5%
85%以上 8.5%（うち 80%以上を集約化 12.5%）	65%以上 75%未満 6.5%
	75%以上

②高収益作物の作付面積の増加割合

水利施設等保全高度化事業の場合	
5%以上 6%未満 6.25%	8%以上 9%未満 10.00%
6%以上 7%未満 7.50%	9%以上 10%未満 11.25%
7%以上 8%未満 8.75%	10%以上 12.50%

エ) 耕地利用高度化推進事業（国名称：耕地利用高度化推進事業等）

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動を行う。

- 事業主体：市町村
- 採択要件：農業経営高度化計画等を作成すること
- 負担割合：国 3/6 県 2/6 市町村 1/6
- 限度額：生産基盤整備事業等の総事業費の 2%以内

◎ 担い手支援対策事業（県単）（予算額 3,870 千円）

ア) 農地集積基盤整備推進事業

水田や畑の生産基盤の整備（区画整理）を契機として、面的なまとまりを重視した経営体へ農地の利用集積を推進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。

- 事業主体：市町村
- 採択要件：() は畑地帯総合整備事業
 - ・ 受益面積：概ね 40(20)ha 以上
 - ・ 経営面積率：概ね 40(20)%以上
 - ・ 大区画化：概ね 50%以上
 - ・ (流動化率)：(概ね 20%以上)
- 負担割合：() は畑地帯総合整備事業
 - ・ H15～H17 採択地区：県 70% 市町村 20% 地元（貸し手）(10%)
 - ・ H18～H20 採択地区：県 60% 市町村 20% 地元（貸し手）(20%)
 - ・ H21～ 採択地区：県 55% 市町村 25% 地元（貸し手）(20%)

(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり

効率的な畑作営農を実現するため、畑地の区画整理を進めるとともに、高品質な青果物が安定生産できるよう、国営用水を活用した畑地かんがい施設を整備する。

基盤整備

◎ 県営畑地帯総合整備事業（予算額 1,120,172 千円）

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。

〔事業採択要件等〕

- 事業主体：県 ○ 採択要件：受益面積：20ha 以上 ほか
○ 負担割合：国 50～55%、県 25～30%、地元 15～25%

◎ 水田畑地化推進事業（県単）（予算額 90,000 千円）

米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。（事業期間：平成30年度～令和9年度）

ア) 畑地化基盤整備事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 整備内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去 等
- 採択要件：水田受益面積 1ha 以上 20ha 未満 かつ 畑地化面積 1ha 以上 ほか
※中山間地域は 0.5ha 以上 10ha 未満 かつ 畑地化面積 0.5ha 以上
- 負担割合：県 62.5% 地元 37.5%

イ) 畑地化調査・調整事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 事業内容：土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動 等
- 負担割合：県 50% 地元 50%

ウ) 畑地化指導事業

- 事業主体：県
- 事業内容：高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業
- 負担割合：県 100%

啓発事業

◎ 畑地かんがい営農確立普及事業（予算額 831 千円）

実証試験結果等により畑かん効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑かん施設設備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

ア) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業費（事業主体：県）

畑かん効果の期待される作物の栽培技術の確立や新品目の導入可能性を検討するための実証試験の実施等により畑地かんがいの普及啓発を図る。

イ) 畑地かんがい営農普及推進事業費（事業主体：県）

上記実証は場実施地区内の関係者で「畑かん研究会(仮)」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑かん営農の普及啓発を図る。

◎ 産地育成畑地整備促進事業（県単）（予算額 4,000 千円）

産地育成に向けた畑地整備構想を策定し、高収益作物を計画的・安定的に生産するための畑地基盤整備を推進する。

- 事業内容：産地育成畑地整備促進協議会の設立、地形図作成等基礎調査の実施、産地育成構想の作成、畑地整備構想の作成
- 負担割合：県 75%、市町村 25%

(3) 基幹用排水施設等の整備

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 381,609 千円）

ア) 一般型

農業用水の安定供給や排水条件の改善などを図るため、農業生産条件の基幹をなす農業用排水施設等を整備する。

- 採択要件：受益面積 200（100）ha 以上、末端支配面積 100（20）ha 以上 ※（）は畑地を受益とする場合
○ 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

イ) 排水対策特別型

麦・大豆・飼料用作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、特に水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に、水田の汎用化のための基盤条件である排水路、排水樋門、排水機場等の更新または整備を実施する。

- 採択要件：受益面積 20ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

ウ) 農地集積促進型

担い手への農地集積・集約を促進するため、水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行う。

- 採択要件：農地集積等の目標が掲げたうえで、受益面積が概ね 20ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 25・27.5%、地元 22.5・25%

工) 簡易整備型

水管理を合理化・省力化するため、管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設を整備する。

- 採択要件：事業費の合計が 200 万円以上、受益者（農業者）2 者以上、受益面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 31%、地元 19%

◎ 国営那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺 8 市町村 8,617ha を対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施している。

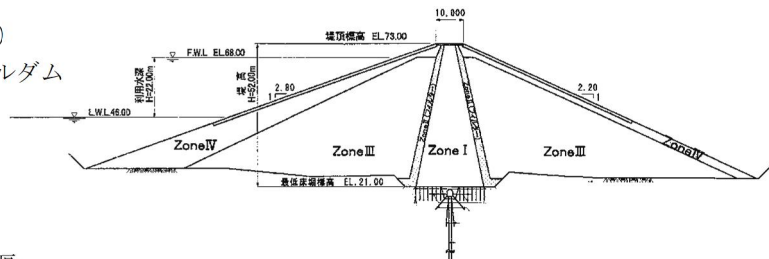
○ 事業概要

受益面積	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
8,617ha (水田 6,687ha) (畑 1,930ha)	H4～R8	ダ ム 1 カ所 用 水 路 123 km (改修 62 km) 揚水機場 5 カ所 (改修 4 カ所) 頭 首 工 1 カ所 (改修)	975 億円	93%

※事業費ベース

○ 施設計画

- ① ダム 御前山ダム（農業用水専用ダム）
中心遮水ゾーン型ロックフィルダム
総貯水量 7,200 千 m^3
有効貯水量 6,500 千 m^3



- 頭首工 小場江頭首工（改修）
フローティングタイプ半可動堰

- ② 揚水機場 那珂川揚水機場（新設） $1.95 \text{ m}^3/\text{S}$ （水戸市飯富町）
赤沢揚水機場（改修） $0.72 \text{ m}^3/\text{S}$ （東茨城郡城里町御前山）

下江戸揚水機場（改修）2.30 m³/S（那珂市下江戸）
渡里揚水機場（改修）3.71 m³/S（水戸市渡里町）
大杉山揚水機場（改修）2.53 m³/S（水戸市三の丸）

③ 用水路 幹線用水路 123 km（うち改修 62 km）

◎ 鬼怒川南部国営施設応急対策事業

茨城県と栃木県の 9 市町 8,805ha の水田に農業用水を供給している基幹的な農業水利施設の機能を保全するための整備を行う。

受益面積	関係市町	工 期	事 業 内 容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
8,805(ha) (うち茨城県 7,121ha)	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市	R2 ～ R12	揚水機場 改修 1カ所 用 水 路 改修 3.5 km ほか	66 億円	31%

※事業費ベース

参考

国営完了地区及び機構営事業

地 区 名	工 期	受益面積 (ha)	事 業 内 容	事業費 (百万円)	関 係 市 町 村
国営鬼怒川南部地区	S 40～S 50	9,428 (うち茨城県 7,733)	頭首工 1ヶ所 取水工 2ヶ所 幹線水路約 88km ほか	8,480	茨城県：古河市、結城市、 下妻市、常総市、筑西市、坂東市、 八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鬼怒川南部地区 (国営造成土地改良施設整備)	H21～H24	8,955 (うち茨城県 7,258)	勝瓜頭首工付帯施設改修 1式（護床、ゲート設備等）	1,897	茨城県：古河市、結城市、 下妻市、常総市、筑西市、坂東市、 八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鹿島南部地区	S 42～H 3	2,285 田 676 畑 1,609	揚水機場 1ヶ所 幹線用水路 13km	7,354	神栖市
国営石岡台地地区	S 45～H 元	7,405 田 4,176 畑 3,229	揚水機場 3ヶ所 幹線用水路 42km ほか	23,242	石岡市、笠間市、かすみがうら市、 行方市、銚田市、小美玉市、茨城町
国営新利根川沿岸地区	S 56～H 4	7,030 田 6,765 畑 265	用水機場 2ヶ所 排水機場 5ヶ所 用排水機場 1ヶ所 用水路 9 km 排水路 34km	30,044	稲敷市、河内町
水資源機構営霞ヶ浦用水地区	S 54～H 5	19,294 田 10,919 畑 8,375	揚水機場 1ヶ所 基幹線水路 53.3km	73,495	土浦市、古河市、石岡市、結城市、 下妻市、常総市、笠間市、つくば 市、筑西市、坂東市、桜川市、八千 代町、境町
国営霞ヶ浦用水 1 期地区	S 55～H 4		用水路 101km 調整池 4ヶ所 揚水機場 4ヶ所	49,288	
国営霞ヶ浦用水 2 期地区	H4～H20		用水路 111km 調整池 2ヶ所 揚水機場 3ヶ所	52,847	
森林総合研究所営 多賀地区	S 58～H 2		農業用道路 18.2km	13,162	日立市、常陸太田市、高萩市、 北茨城市、常陸大宮市、大子町
森林総合研究所営 奥久慈地区	H 5 ～H12	区画整理 108 暗渠 排水 48 農業用道 路 3,314	区画整理 108ha 暗渠排水 48ha 農業用道路 10.4km 排水改良	14,383	大子町

(4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

県内には、国営・県営・団体営事業で造成された多くの農業水利施設が存在し、近年更新時期を迎える施設が増加する傾向にあり、計画的な補修・更新が必要になっている。このため、農業水利施設のストックマネジメントの取組を推進し、効率的に農業水利施設の持つ用水供給機能や排水機能を確保する。

機能診断・保全計画策定

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 75,788 千円）

ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、これに基づき、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定を行う。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国：100%

対策工事

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 1,554,870 千円）

ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

県営事業で造成された基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画等に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国 50・55%、県 25～31%、地元 15～25%

管理体制支援

◎ 農業水利施設強靱化促進事業（県単）（予算額 30,000 千円）

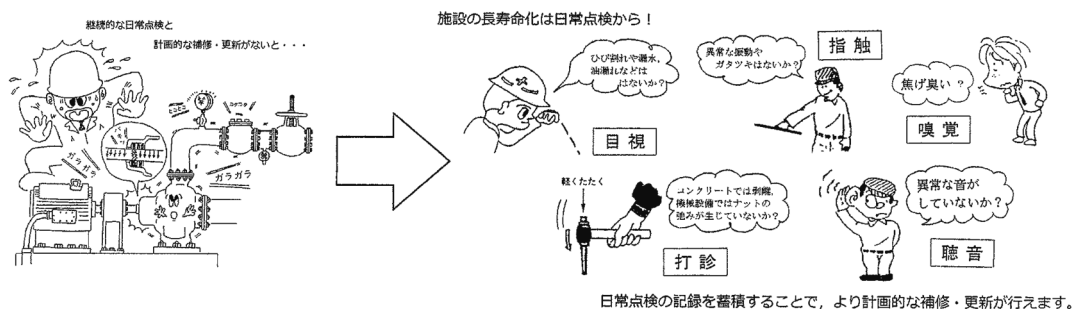
管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。

ア) 施設監視支援

- 事業主体：県
- 負担割合：県 100%
- 実施内容
 - ・ 施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等技術指針の作成等
 - ・ 施設監視箇所や方法、整備計画等の周知・合意形成を図る図書類の作成等
 - ・ 上記 2 点に資する各種調査（機器類の分解や試験等）、研修等の実施費用等

イ) 保全管理強化

- 事業主体：県又は施設管理者
- 負担割合：県 75%、地元 25%
- 実施内容
 - ・ 機能診断：施設構造や水利機能の劣化度の調査、分析等
 - ・ 機能保全対策：最適な対策工法や対策時期の検討、監視計画の重点化等
 - ・ 管理台帳整備：管理用図面の作成、監視用測点の設置、監視記録のデータ化等
 - ・ 水利用再編：営農と水利用状況の調査、水管理操作検討、水利権資料作成等



【ポンプ】

(整備前)



本新排水機場地区（稲敷市）H27～R3

(整備後)



【電気設備】

(整備前)



河内第6 機場地区（河内町）H25～H30

(整備後)



【上屋】

(整備前)



小谷沼第2排水機場地区（常総市）H25～R1

(整備後)



【ゲート】

(整備前)



新堀揚水機場地区（下妻市）H28～R1

(整備後)



(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

◎ 農村地域防災減災事業（予算額 989,980 千円）

○ ため池等整備事業（予算額 502,655 千円）

築造後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊その他の事故による農地・農業用施設・公共施設・人家等への災害を未然に防止するために、農業用施設の整備・補強を行う。

- ・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補 助 率	事業主体
防災重点農業用ため池緊急整備事業（県営）	2ha 以上※1	4,000 万円以上	国 50 県 34 地元 16 (国 55 県 34 地元 11)※2	県
農業用河川工作物応急対策事業（県営）	—	1 億円以上	国 55 県 37 地元 8	県
農業用河川工作物応急対策事業（団体営）	—	5,000 万円以上	国 50 県 42 地元 8	市町村 土地改良区等
農業用排水施設整備事業（団体営）	20ha 以上	800 万円以上	国 50 県 18 地元 32	市町村 土地改良区等

※1「ため池加速化対策」で実施する場合は 2ha 未満でも可

※2「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの」に該当する場合

○ 湛水防除事業（予算額 326,325 千円）

土地改良事業等によって排水施設が整備されていたものが、流域の開発等による排出量の増大・立地条件の変化により湛水被害が発生している地域において、排水機場・排水路等の新設・改修を行い、農地・農業用施設等の湛水被害を防止する。

- ・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補 助 率	事業主体
小 規 模 (一般地域)	30ha 以上	5,000 万円以上	基 幹：国 50 県 30 地元 20	県
			その他：国 50 県 25 地元 25	
小 規 模 (中山間地域)			基 幹：国 55 県 27 地元 18	
			その他：国 55 県 22.5 地元 22.5	

基幹施設：排水機場・排水樋門・貯留施設等

そ の 他：排水路等基幹施設以外の施設

○ 地盤沈下対策事業（予算額 161,000 千円）

地下水の採取に起因して地盤沈下を起こしている地域において、効用の低下した農業用施設を従前の状態に回復するために、農業用施設の新設・改修を行う。

- ・ 採択要件及び補助率

	受益面積	補 助 率	事業主体
大規模	400ha 以上	国 55 県 39 地元 6	県



湛水防除事業 新郷地区



ため池等整備事業（河川応急） 茂田堰地区

(6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組

◎ 田んぼダム促進緊急対策事業（予算額 598,400 千円）

(1) 事業の目的

近年の頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、下流域に市街地や住宅地があり、改修率が低い河川など洪水被害の危険度が高い河川流域において、水田に降った雨水を一時的に水田に貯める「田んぼダム」の取組を支援することで、流域治水や内水氾濫対策を進めるとともに、ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転を抑制し、電気料金（農家負担）の低減を目指す。

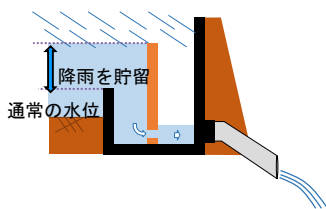
(2) 事業の内容

排水口に田んぼダム用の落水柵の設置費用を支援する。なお、田んぼダムの効果発現に、必要な場合、畦畔の補強等も支援を行う。

(3) 事業概要

区 分	内 容
事 業 要 件	ポンプ場の電気料金を土地改良区等の農業者が負担している水田地域であること
事 業 期 間	令和7年度
事 業 主 体	土地改良区、水利組合等
補 助 率	県：100.0%
対 象 地 域	流域治水対策の優先度の高い（洪水浸水被害の危険度が高い）河川流域内において、ポンプ場（用水機場・排水機場）を有する水田地域
事 業 効 果	雨水の流出抑制による内水氾濫の被害防止 ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転抑制に伴う農家負担（電気料金）の削減

田んぼダム実施



堰板の小さな穴により、排水が抑制され、水田内に雨水を貯留。

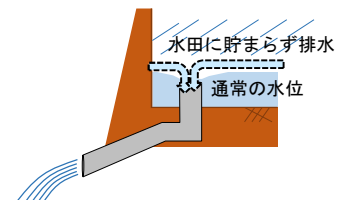


落水柵



降雨時の水田からの排水状況

田んぼダム未実施



排水管（塩ビ管）を越流した時点で、水田から排水が開始。

降雨後



写真：新潟県

(7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

◎ 都市農村交流推進事業（予算額 8,694 千円）

農村地域では、人口減少等にもなう活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(1) 人材の育成・確保

- ・体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成事業を実施し、活動を推進できる人材の確保を図る。
- ・都市農村交流の実践者等で組織する「茨城むらまちネット」の活動を支援する。
- ・都市農村交流研修会を開催し、実践者の取組の発展を図る。

(2) 農泊推進モデル事業

勉強会や先進事例の視察等の実施により、観光コンテンツとして商品化できる体験メニューの創出や受入体制の整備等を支援し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(3) 情報発信

「いばらきのグリーン・ツーリズム」ホームページやSNS、農業農村体験施設を紹介するガイドブック等を通じて、本県の都市農村交流に関する情報を発信する。

(8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

◎ 多面的機能支払交付金事業（予算額 1,626,368 千円）

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業の概要

（農地維持支払）

【活動内容】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

【事業主体】「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織

【交付単価】基本単価：田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 240 円/10a

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

○農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

（資源向上支払）

【活動内容】①地域資源の質的向上を図る共同活動

水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等

②施設の長寿命化のための活動

コンクリート水路の布設、ポンプの更新等

【事業主体】「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織（②は農業者のみで可能）

【交付単価】①基本単価：田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a、草地 240 円/10a

多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は 5/6 を乗じた単価

加算単価：田 400 円/10a、畑 240 円/10a、草地 40 円/10a

多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算

加算単価：田 400 円/10a

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算

②上限単価：田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 400 円/10a

広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は 5/6 を乗じた単価

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

○資源向上支払



水路のひび割れ補修



農道の部分補修



植栽活動



コンクリート水路の布設

◎ 中山間地域等直接支払交付金事業（予算額 40,650 千円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を図りながら農業の持つ多面的機能の確保・発揮を図る。

(1) 事業対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法及びこれに準ずる地域として知事が認める地域

(2) 事業内容

急傾斜農地等を対象に、集落協定又は個別協定に基づき

①集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年以上継続して行われる農業生産活動等

②複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーク化活動計画を作成

（①のみの実施の場合は8割単価）

(3) 事業主体

集落等を単位とする協定を締結し、5年間*農業生産活動等を継続する農業者等

※令和7年度～令和11年度

(4) 交付単価

田 21,000 円/10a（急傾斜：1/20 以上）、8,000 円（緩傾斜：1/100 以上）

畑 11,500 円/10a（急傾斜：15° 以上）、3,500 円（緩傾斜 8° 以上）

(5) 補助率

法指定地域 （国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

知事特認地域 （国 1/3 県 1/3）市町村 1/3

【農業・農村の有する多面的機能】



(9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

◎ 団体営農業集落排水事業（予算額 158,083 千円）

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び汚泥のたい肥化施設等を整備する。

(1) 事業の種類

- ①工 事 生活雑排水等の処理施設、管路施設の整備又は改築を行う。
- ②調 査 ①の工事施工に必要な調査及び計画を策定する。
- ③機 能 診 断 農業集落排水施設の劣化状況等を調べ、調査結果から設備や装置等の性能低下の状態やその要因を把握し、それぞれの健全度を評価する。
- ④最適整備構想 ③の機能診断調査結果に基づき、各施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を取りまとめ、市町村が管理する全ての施設を対象に、予算の平準化など、保全管理に向けた最適な実施シナリオとなる最適整備構想を策定する。
- ⑤維持管理
適正化計画 ③の機能診断調査結果を基に、施設の再編・集約、施設規模又は汚水処理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策を策定する。
- ⑥農業集落排水汚泥 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・農地還元推進事業 調整、技術的検討及び計画策定等を行う。

(2) 負担割合

事業名	地域区分	負担割合			備考
		国	県	地元	
団体営農業集落排水事業					
工 事	一 般	50	※1	50	S59～ 農業振興地域
	霞流域	50	※1	50	受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
調 査	—	50	—	50	※2
機 能 診 断		100	—	—	
最適整備構想		100	—	—	
維持管理適正化計画		100	—	—	
農業集落排水汚泥農地 還元推進事業		100	—	—	

(注) 霞流域とは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の適用地域

※1 県は、農業集落排水事業推進交付金（一般地域は事業費の10%、霞流域は13.5%）として事業実施の翌年度から5ヶ年間で市町村に交付

※2 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農酒杯発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる



◎ 農業集落排水施設接続支援事業（予算額 26,000 千円）

(1) 事業の目的

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼における水質保全のため、農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援することにより、受益者負担の軽減を図り、より一層の接続を促進する。

(2) 事業概要

①補助内容 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。

②事業期間 平成 20 年度から令和 8 年度 19 年間（森林湖沼環境税）
※第 4 期 令和 4 年から令和 8 年度の 5 年間

③補助対象 供用開始後 3 年以内の接続
さらに霞ヶ浦流域限定で供用開始後 4 年目以降も対象

④補助額 市町村が交付する額の 1/2 を限度（但し、1 戸あたり 2 万円を限度）
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65 歳以上または 18 歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入 600 万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大 31 万円補助（※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる）
※財政力指数が 1.0 以上の市町村は交付率 90%
※下線部が霞ヶ浦流域限定



農業集落排水事業実施市町村

(令和7年4月1日現在)

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急集排水事業	モデル事業	県単集排水事業	処理区数の計
水戸市	完了	平須、飯富、宿根古屋、上国井、大場森戸、加倉井、藤井岩根成沢、下大野上大野、内原北部	大足、平須、下入野、宿根古屋	筑地赤尾関	大足、下入野	金谷 (加倉井に統合)	13 (17)
ひたちなか市	完了	西中根	西中根	東中根			2 (3)
笠間市	完了	市原、枝折川、岩間南部、友部北部	市原	安居、北川根			6 (7)
小美玉市	完了	納場北部、巴南部、堅倉南部、巴中部	納場北部				4 (5)
茨城町	完了	飯沼、下石崎、涸沼南、逆川					4
城里町	完了	上入野、北方高久、常北青山、孫根、古内					5
常陸太田市	完了	里美中部、里野宮、花房新地、天下野、松栄青木、町屋、里美南部、中野小島、佐都四	里美中部				9 (10)
常陸大宮市	完了	長倉、高渡、岩崎、富岡、野口、大岩小舟、塩原、西野内、鷺子、油河内、岩瀬、美和中部、小瀬					13
那珂市	完了	戸崎、西木倉、門部、戸多北部、鴻巣、酒出		神崎額田			7
鹿嶋市	完了	中村、大船津、爪木					3
潮来市	完了	大生原	大生原				1 (2)
行方市	完了	榎本、玉造北部	榎本				2 (3)
鉾田市	完了	青山、上島西部、舟木					3
龍ヶ崎市	完了			板橋大塚			1
稲敷市	完了	浮島、阿波東部、古渡東部、君賀、阿波西部、曲渕、東中部	浮島、阿波東部	鳩崎			8 (10)
美浦村	完了	舟子、信太、安中、大須賀津(安中に統合)	舟子、安中 (大須賀津、山内を統合)			山内 (安中に統合)	5 (7)
阿見町	完了	小池、君島大杉、福田、実穀上長					4
土浦市	完了	高岡、土浦市西部、沢辺、土浦市北部、土浦市東部、土浦市西根					6

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急集排事業	モデル事業	県単集排事業	処理区数の計
石 岡 市	完了	東成井、出し山、東成井第二、石岡西部、恋瀬(下水道に統合)		関川石川			6
取 手 市	完了					市之代	1
守 谷 市	完了 継続	西板戸井	西板戸井				1 (2)
かすみがうら市	完了	土田(下水道に統合)、柏崎、志筑、大和田、深谷、上稲吉		新 治、千代田東部			8
つくばみらい市	完了	福岡、十和、高岡狸穴、豊南部、三島		下小目	上平柳、弥柳		8
筑 西 市	完了	深見、協和中部、神分、東石田、木戸、協和南部、嘉家佐和、関館花田、上野西、河間東部、協和北第一、山崎、本郷分中、明野西部、関城東、竹島、協和北第三、河間北部	木戸	宮 後、茂田第一、協和北第二		国府田、榎生山、上平塚、茂田、野、谷部	27 (29)
	継続		谷部				
結 城 市	完了	大戦防、矢畑、江川南	大戦防・武井南				3 (4)
桜 川 市	完了	源法寺、高久、南飯田、長方、大国西部、谷貝北		谷 貝 南、富谷			8
常 総 市	完了	報恩寺、大花羽		大生郷、五箇		沖新田	5
八 千 代 町	完了	西豊田中部、沼森、栗野片角、川尻今里、川西中部、川西南部、中結城東部	西 豊 田 中 部	太 田、川西北部	佐野西	東大山、中 野 苅橋、大戸	13 (14)
古 河 市	完了	大綱、恩名、前林、大新、三和北部、高野、間中橋、上大野、東山田東部、葛生	大綱、恩名	柳橋			11 (13)
坂 東 市	完了	大口、猿島西部、猿島北部、猿島中部、猿島東部	大口	長須			6 (7)
五 霞 町	完了	五霞東部	大福田	五 霞 北 部、五霞南部	大福田		4 (5)
境 町	完了	長田北部、境第二、境第三、境第四					4
32 市町村	完了	158 処理区 30 市町村	21 処理区 15 市町村	24 処理区 16 市町	6 処理区 4 市町	13 処理区 6 市町村	201 (224)
	継続		2 処理区 2 市				

(注)「地区数の計」における上段は「機能強化(同一処理区における改築等)」を含まない。下段()は含む。

◎ 中山間地域農業基盤整備促進事業（予算額 20,000 千円）

(1) 事業の目的

中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する。

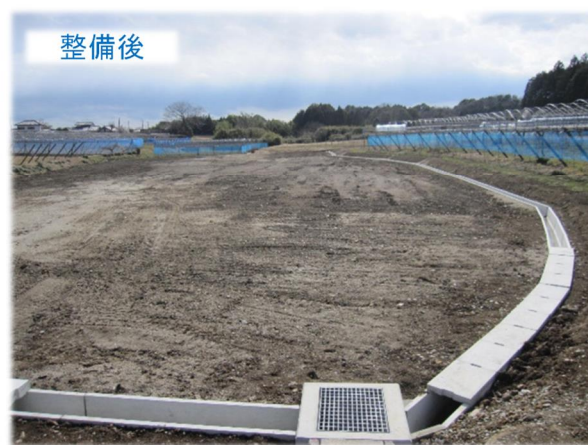
(2) 事業の内容

生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

(3) 事業概要

区 分	内 容
事 業 要 件	1 ha 未満の農地、2 名以上の地権者
事 業 期 間	平成 27 年度～
事 業 主 体	市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体
補 助 率	県：62.5%、市町＋地元：37.5%
対 象 地 域	下記の市町のうち、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域 (北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、城里町、笠間市、潮来市、行方市、利根町、稲敷市、かすみがうら市、河内町、桜川市、坂東市、古河市)
整 備 内 容	簡易な基盤整備 (畦畔除去（段差修正含む）、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等)

遊休水田をブドウ畑に転換



ブドウの栽培状況



瑞龍地区（常陸太田市）

(10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

◎ 鳥獣被害防止総合対策事業費（予算額 205,636 千円）

<事業の目的>

野生鳥獣による農作物被害低減を図るため、市町村が「鳥獣被害防止計画」に基づき取り組む鳥獣被害防止対策について、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」や県の「茨城県鳥獣被害防止促進補助金」により総合的に支援する。

また、研修会の開催や鳥獣被害対策モデル地区設置等により、対策を促進する。

(1) 市町村取組への支援（予算額 177,843 千円）

① 鳥獣被害防止活動への支援

ア 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（予算額 32,548 千円）

- ・ ICT 機器や箱わな等の購入経費、鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊の活動経費等への助成、被害対策研修会の開催経費等への助成
- ・ イノシシを「近づけない」環境づくり（緩衝帯の設置、刈払い等）経費への助成

※イノシシを「近づけない」環境づくりに対し、実施隊設置の場合、県単上乗せあり（予算額 250 千円）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会

【補助率】 1/2 以内、実施隊を有する協議会及び新規協議会は定額

② 有害捕獲活動への支援

ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（予算額 60,766 千円）

- ・ 有害捕獲に係る頭数に応じた捕獲活動経費への助成（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等

【補助率】 定額（上限単価あり）

イ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業（予算額 24,801 千円）

- ・ 国補を実施し、さらに支払いの上乗せを行っている市町村への助成

【事業主体】 市町村等

【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

③ 鳥獣被害防止施設整備への助成

ア 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）（予算額 21,028 千円）

- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止施設等の設置経費への助成（原則、3 戸以上）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等

【補助率】 1/2 以内（直営施工の場合は資材費 10/10）

イ 鳥獣被害防止施設整備支援事業（予算額 38,450 千円）

- ・ 国補対象外（3 戸未満）の侵入防止施設設置に対し、補助する市町村への助成

【事業主体】 市町村

【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

(2) 県実施事業（予算額 27,793 千円）

① 鳥獣被害対策研修会の開催（予算額 6,972 千円）

- ・ 地域の取り組みに対して的確な指導・助言が行える人材の確保・育成を図る。

② 鳥獣被害対策モデル地区の設置（予算額 11,079 千円）

- ・ 農林事務所がモデル地区を設置し、地域住民と共同で実施する被害状況調査、集落点検、被害防止対策、地域勉強会の開催等に要する費用を助成することにより、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。あわせて、ICT による捕獲の新技术の検証を行う。

③ 有害鳥獣捕獲実施体制の整備（予算額 220 千円）

- ・ 県で箱わなを整備し、市町村に貸出すことで広域的な有害鳥獣捕獲の実施体制を整備する。

④ 農作物被害の軽減に向けたカモ類の捕獲と利活用の推進（予算額 7,550 千円）

- ・ レンコンの農作物被害の軽減のため、県猟友会に委託しカモ類の捕獲を実施する。また、捕獲したマガモの利活用のための PR 等を実施する。

⑤ 鳥獣被害対策指導員派遣事業（予算額 472 千円）

- ・ 地域ぐるみの対策を支援するため、市町村等主催の研修会に、県が専門家を派遣し、指導や助言を行う。

⑥ 豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に係る検査（予算額 1,500 千円）※畜産課振替配当

- ・ 民間検査機関による豚熱感染検査を実施する。

(1 1) 土地改良区の充実強化

1 土地改良団体の組織強化

大規模経営体と小規模農家の二極分化、土地持ち非農家の増加など農業構造・農村が変化している中で農地・農業用水等の中心的な管理主体である土地改良区は、賦課金の未納、維持管理費の増大、農業水利施設の老朽化など多くの問題を抱え、また地区面積が 300ha 未満という零細小規模で財政運営基盤が脆弱なところが県内で約 7 割を占める現状にあることから、土地改良区の運営基盤を強化するため、計画的に統合整備を推進する。

◎ 土地改良区組織運営基盤強化対策事業（予算額 5,206 千円）

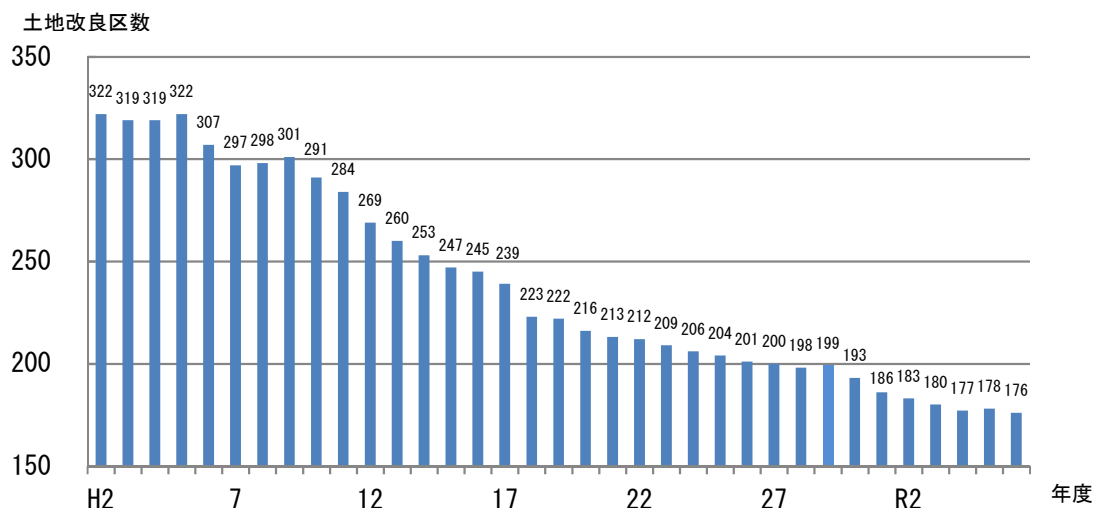
・統合再編整備事業 5,000 千円

合併を予定する土地改良区に対し、合併推進に資するため土地改良区統合整備計画策定等に係る費用を助成する。
また、「水土里ビジョン」を策定する土地改良区に対し、協議会開催費用等を助成する。

・育成・強化対策事業 206 千円

茨城県土地改良区統合整備推進協議会の運営を行うとともに、合併等の啓発及び機運の醸成を図り、合併等の指導等により統合整備を推進する。

○茨城県内の土地改良区数の推移



2 土地改良施設維持管理への支援

国土の保全や水資源の管理など、多くの公益的機能を有している土地改良施設の維持管理のため、土地改良区等に助成する。

◎ 土地改良施設維持管理適正化事業（予算額 269,480 千円）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保のため、土地改良区が行う土地改良施設の定期的整備補修等に対して助成する。

◎ 基幹水利施設管理事業（予算額 442,661 千円）

基幹水利施設管理強化計画に基づき土地改良区と連携を図りつつ、基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理を行う市町村に助成する。

◎ 湛水防除施設管理費補助事業（予算額 4,172 千円）

土地改良事業で造成された湛水防除施設の管理費について市町村等の一部助成する。

◎ 水利施設管理強化事業（予算額 281,082 千円）

農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のため、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。

◎ 水田水管理低コスト化事業（予算額 10,000 千円）

用水機場単位で水位センサーや自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や用水ポンプの運転時間等を削減し、水田農業における水管理の低コスト化を図る。

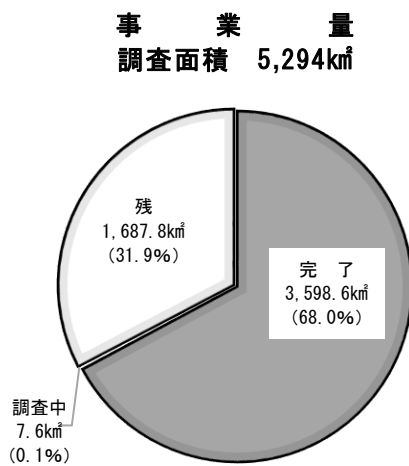
(12) 地籍調査事業の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき調査を実施する。

令和2年度からスタートした第7次国土調査事業十箇年計画により計画的な推進を図る。

- (1) 事業地域：市町村の全面積より国有林・公有水面等を除外した地域
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 予 算 額：362,100 千円（R7 当初）
- (4) 補 助 率：国 50%，県 25%，市町村 25%

① 本県地籍調査事業の進捗状況（令和6年度迄見込）



※調査中は R6 補正 0.16 km^2 を含む

・本県の全面積	6,097 km ²	}	国有林野の面積	454 km ²
・除 外 地	803 km ²		公有水面等の面積	349 km ²
・地籍調査の面積※	5,294 km ²			

※地籍調査の面積には、区画整理・ほ場整備・大規模公園・ゴルフ場等を含む。

凡 例

地籍調査完了 . . . 21	
地籍調査継続 . . . 21	
地籍調査休止 . . . 2	

計 44 市町村

地区数
全数44市町村

繼 続	着 手	完 了
21	44	21
(48%)	(100%)	(48%)

② 茨城県の地籍調査実施状況図
(令和7年度)

